

鶴岡市地域防災計画

— 風水害・雪害対策編 —

修正案

(平成 26 年 3 月)

目 次

風水害・雪害対策編

第1章 総 則

第 1 節	計画作成の趣旨等	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節	自然条件	16
第 4 節	社会条件	23
第 5 節	風水害等の災害履歴	27
第 6 節	災害危険性の評価	41

第2章 災害予防

第 1 節	災害予防と減災対策への取り組み	43
第 2 節	地域力・市民力を生かした防災への取り組み	47
第 3 節	防災知識の普及及び訓練	51
第 4 節	防災・安全・安心を目指したまちづくり	57
第 5 節	気象情報等収集体制	60
第 6 節	防災機関における通信手段の確保	61
第 7 節	住民等の事前避難準備	64
第 8 節	避難所等事前対策	67
第 9 節	孤立集落対策	72
第 10 節	災害時要援護者の安全確保	75
第 11 節	水防対策	81
第 12 節	雪害予防	84
第 13 節	林野火災予防	91
第 14 節	救助・救急体制の整備	94
第 15 節	医療救護体制の整備	98
第 16 節	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	101
第 17 節	港湾・漁港施設の風水害対策	104
第 18 節	土砂災害予防	106
第 19 節	河川・海岸災害予防	111
第 20 節	農地・農業用施設等の災害予防	115
第 21 節	建築物等災害予防	117
第 22 節	鉄道の風水害対策	120
第 23 節	放送事業者の予防対策	123
第 24 節	ライフライン強化対策（電話）	125
第 25 節	ライフライン強化対策（携帯電話）	128
第 26 節	ライフライン強化対策（電力）	131
第 27 節	ライフライン強化対策（ガス）	133
第 28 節	ライフライン強化対策（上水道）	135
第 29 節	ライフライン強化対策（下水道）	138
第 30 節	危険物等施設の災害予防	141
第 31 節	火災予防と消防力の整備	145
第 32 節	廃棄物処理体制の整備	148
第 33 節	食料・生活必需品の確保	150
第 34 節	輸送体制の整備	153

第 35 節	学校等の防災対策・防災教育	158
第 36 節	文化財の保護対策	163
第 37 節	ボランティア活動の推進	166

第 3 章 災害応急対策

第 1 節	災害対策本部の組織・運営・動員	168
第 2 節	防災関係機関の相互協力体制	184
第 2 節の 2	広域避難者の受け入れ	195
第 3 節	自衛隊派遣の要請・受け入れ体制	197
第 4 節	災害情報の収集・伝達	203
第 5 節	気象情報等の収集・伝達	212
第 6 節	洪水予報・水防警報の伝達	218
第 7 節	通信の確保	222
第 8 節	広報・広聴活動	225
第 9 節	自分と家族を守る応急対策	231
第 10 節	住民等避難対策	235
第 11 節	避難所運営	241
第 12 節	防疫保健衛生対策	246
第 13 節	入浴サービスの提供	250
第 14 節	トイレ利用対策	252
第 15 節	ペットの保護対策	255
第 16 節	災害時要援護者の支援対策	257
第 17 節	心のケア対策	262
第 18 節	水防活動	265
第 19 節	雪崩発生時応急対策	269
第 20 節	林野火災応急対策	271
第 21 節	救助・救急活動	274
第 22 節	医療救護活動	278
第 23 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	281
第 24 節	港湾・漁港施設の応急対策	284
第 25 節	空港施設の応急対策	286
第 26 節	道路・河川等における障害物除去	288
第 27 節	土砂災害・斜面災害応急対策	291
第 27 節の 2	大規模土砂災害対策	294の 1
第 28 節	河川・海岸施設の応急対策	295
第 29 節	海上における災害応急対策	299
第 30 節	農地・農業用施設等の応急対策	301
第 31 節	農林水産業応急対策	304
第 32 節	公園施設の応急対策	308
第 33 節	応急住宅対策	310
第 34 節	り災証明書発行対策	316
第 35 節	鉄道の応急対策	319
第 36 節	放送事業者の応急対策	322
第 37 節	ライフライン応急対策（電話）	324
第 38 節	ライフライン応急対策（携帯電話）	328
第 39 節	ライフライン応急対策（電力）	331
第 40 節	ライフライン応急対策（ガス）	334
第 41 節	ライフライン応急対策（上水道）	339
第 42 節	ライフライン応急対策（下水道）	344
第 43 節	危険物等施設の応急対策	348
第 44 節	火災対策	353
第 45 節	廃棄物処理	356

第 46 節	民間流通在庫活用等による物資等供給	361
第 47 節	救援物資への対応	366
第 48 節	義援金の受け入れ・配分	368
第 49 節	輸送対策	370
第 50 節	災害警備	374
第 51 節	行方不明者の搜索、遺体の保護・埋葬	377
第 52 節	学校等における応急対策	381
第 53 節	児童・生徒の心のケア対策	385
第 54 節	文化財応急対策	387
第 55 節	商工観光業応急対策	390
第 56 節	ボランティアとの協働	392
第 57 節	災害救助法による救助	395

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	被災者の生活再建支援	407
第 2 節	融資・貸し付け等による経済的再建支援	413
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	429
第 4 節	災害復興対策	435

第10節 災害時要援護者の安全確保

【本所】福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課、消防本部、防災安全課

【庁舎】市民福祉課、総務企画課

【関係機関】

- ・市民（災害時要援護者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等
- ・福祉関係機関（社会福祉施設、医療施設、民生・児童委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等）
- ・外国人関係団体（（財）出羽庄内国際交流財団等）、防災関係機関、消防署、消防団
- ・県（総務部、環境エネルギー部、健康福祉部、県土整備部、病院事業局）、警察本部

1 計画の目的

災害発生時に自力避難等が困難な状況におかれる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等の災害時要援護者の安全確保のために、災害情報の伝達・避難誘導體制及び訓練実施体制を整備し、安全な場所への避難誘導、避難先の環境などの状況に応じて、災害時要援護者一人ひとりに合わせた支援を行えるように、行政、市民並びに防災、福祉及び外国人関係団体等が連携し支援体制を確立する。この場合、平常時の要援護者支援担当部局が主体となって、防災部局と連携のもと、災害時要援護者の安全確保に努める。

<達成目標>

市は、災害時要援護者の安全確保を図るために、市民や関係機関と連携し、災害時要援護者情報の収集・共有や、避難支援体制など具体的な事項を定めた災害時要援護者避難支援計画を策定し、避難支援体制の整備に努める。また、災害時要援護者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、災害時要援護者の受け入れに対応できるよう、関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

①住宅の安全性向上

住宅の耐震診断や耐震住宅改修に係る地方税の減額制度や、県の融資制度の活用などを進め、これにより災害時要援護者の住宅安全性の向上を図る。

②コミュニティの形成

町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等と連携し、日頃の取り組みを生かしながら、災害時要援護者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。

③情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 避難準備情報等の緊急情報を、災害時要援護者や支援者に迅速かつ正確に提供できるように、報道機関等の協力による緊急割り込み放送や文字放送に加え、同報系防災行政無線、ホームページ等の情報伝達体制の整備を図る。また、町内会、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

イ 避難場所や避難経路の標識等、災害に関する案内板等の設置に努める。

ウ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の災害時要援護者が入所・利用する施設に対する情報伝達体制の整備に努める。

エ 避難誘導体制の整備

町内会、自主防災組織、民生・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、災害時要援護者に迅速に避難情報を伝達するとともに、避難誘導する体制整備を図る。

オ 近隣住民等の共助意識の向上

市は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して災害時要援護者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう、共助意識の向上に努める。

④災害時要援護者避難支援計画の作成

市は、災害発生時に災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう、災害時要援護者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を作成する。なお、自主防災組織が策定する災害時要援護者避難支援計画の個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

⑤災害時要援護者情報の把握・共有

市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し安否確認等を行うため、次の措置を講ずる。

ア 災害時要援護者名簿の作成

市は、災害の発生に備え災害時要援護者名簿を作成し、平常時から福祉担当部局、防災担当部局、自主防災組織、民生・児童委員等と名簿を共有し、災害時に活用できるように努める。福祉担当部局と防災担当部局と連携の下、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、地域における災害時要援護者の居住状況や避難支援を必要とする事由等を適切に反映した災害時要援護者名簿を作成及び更新を行うものとする。

イ 災害時要援護者名簿による情報共有

市は、災害時要援護者名簿の取り扱いについては、災害対策基本法、個人情報保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。また、災害時要援護者には保健師又は地域包括支援センターの職員等を派遣し、日常的な安否確認に努め、またとともに、民生・児童委員による「愛の一声運動」などにより、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

ウ 災害時要援護者名簿の提供による支援体制等の整備

市は、福祉担当部局と防災担当部局がそれぞれ把握している災害時要援護者情報の共有に努めるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要援護者に対する支援のあり方や役割分担の調整を図るもの

~~とする。ただし、個人情報に該当する部分については、市の個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱うものとする。消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の災害時に避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、災害時要援護者本人の同意を得たうえで、あらかじめ災害時要援護者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練の実施や災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等を図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。~~

エ 災害時要援護者名簿の作成、更新及び提供等における留意事項

災害時要援護者名簿の作成、更新及び提供等にあたっては、次の事項に留意のうえ行うものとし、各留意事項の詳細については、災害時要援護者支援計画に定めるものとする

- a 避難支援等関係者となる者
- b 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲
- c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- d 名簿の更新に関する事項
- e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- f 災害時要援護者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- g 避難支援等関係者の安全の確保

⑥避難所の設置・運営に関する体制の整備

自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成や、負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握等、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。

ウ 避難所においては情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等による情報提供が行われるように体制整備を図る。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

オ 避難所での生活が困難な災害時要援護者については、福祉避難所に指定された社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

⑦保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるよう、体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市の保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災直後に、避難支援計画に基づき、市社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

⑧防災教育・防災訓練

災害時要援護者の水害時等の支援について、広報誌等により普及・啓発に努める。また、災害時要援護者の避難訓練を実施する。

⑨防災資器材の整備

市は、実情に応じ、災害時要援護者の家庭及び自主防災組織等に、移動用の担架等防災資器材等の整備が促進されるよう努める。

⑩外国人への支援対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく。

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。また、地域に住む日本語の理解が十分でない外国人に配慮した、外国語及びやさしい日本語で記述した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

避難場所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(2) 県の役割

- ア 避難誘導計画・避難所開設計画の作成支援等
- イ 生活の場の確保対策
- ウ 保健・福祉対策の実施体制の確保
- エ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援
- オ 外国人支援対策

(3) 社会福祉施設等の管理者の役割

社会福祉施設等の管理者は、次により、社会福祉施設における災害予防対策を推進する。

① 防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置して、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班および応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、施設利用者の受け入れに関する自前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県に情報提供するよう努める。また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や、救出・救助訓練等を重点とした防災訓練を実施するように努める。また、被災状況等により、施設に長くとどまれない場合などを考慮し、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じ予め保護者等との間で災害の規模や状況に伴う引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

③ 施設、設備等安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品等の落下防止装置、危険物の安全性の強化・維持に努める。

④ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震貯水槽、備蓄用倉庫及び非常用電源設備等の整備に努める。

⑤ 災害時要援護者の受け入れ体制の整備

災害時に、災害時要援護者を緊急に受け入れることができる体制の整備に努める。

(4)市及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

①社会施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

②防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③災害時要援護者の受け入れ体制の整備

社会福祉施設等が災害時要援護者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(5)市民及び企業（事業所）等の役割

①災害時要援護者及び家族の役割

車椅子、背負救助袋等を準備するなど、自らできることについては、事前に準備する。なお、洪水時は、避難所への避難や2階への避難を検討するものとする。災害時要援護者の災害時の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努めるものとする。

②地域の役割

市民は、災害時に隣近所で声を掛け合うなど、災害時要援護者を支援できるように、日頃からコミュニティづくりを進めるものとする。また、町内会や自主防災組織、民生・児童委員、近隣住民などの地域の関係者が協力し、災害時要援護者を支援できる体制を作るものとする。

③災害時要援護者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体の役割

日頃から、災害時要援護者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら、避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努めるものとする。

④ボランティア団体の役割

災害時要援護者のニーズに合わせた、安全確保体制の整備づくりに協力するものとする。

⑤外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体等外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

外国人関係団体に所属する外国人に対し、防災に関する効果的な研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発に努める。

(6)積雪期の対応

関係機関の協力を得て、災害時要援護者の雪下ろしや除雪等に関して、必要な措置を講ずるものとする。また、災害時要援護者が入所している施設管理者は、市及び県と協力して適時除雪等を実施するものとする。

第27節の2

大規模土砂災害対策

【本所】災害対策班、土木班 【庁舎】総務企画班、建設班、産業班

【関係機関】

- ・国土交通省新庄河川事務所、気象庁山形地方気象台
- ・山形県砂防災害対策課、危機管理課、庄内総合支庁河川砂防課、総務課
- ・山形県警察本部、鶴岡警察署

1 計画の目的

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するため、市、県、国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

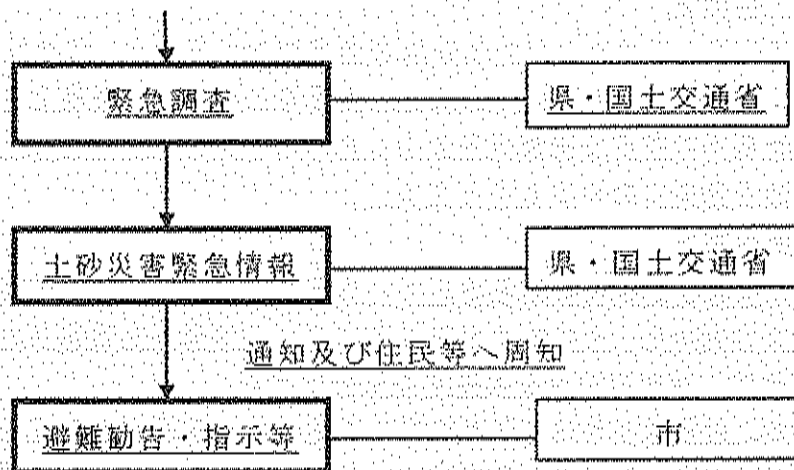
<達成目標>

市は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報に基づき、避難勧告、避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするための体制を整備する。

2 各主体の役割及び業務内容

(1) 大規模土砂災害対策フロー

※大規模土砂災害現象の発生



(2) 県及び国の役割

①緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は、速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められる場合は、緊急調査に着手し、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするため

の調査を実施するものとする。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による洪水を発生原因とする土石流	・河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による洪水	・河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	・河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	・地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 ・概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

②土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を、県にあっては市に、国土交通省にあっては市及び県に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。また、県及び国土交通省は、市が適切な避難判断ができるよう、判断基準の設定について助言等を行うものとする。

(2)市の役割

①避難勧告・指示等

市は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報に基づき、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法等、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

②避難勧告等の実施

ア 市は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、特に高度な技術を要する土砂災害については国から、その他の土砂災害については県から提供された情報に基づき、速やかに避難勧告、避難指示等を実施するものとする。

イ 避難勧告、避難指示等は、災害対策基本法に基づき原則として市長が実施するが、その他法令等に基づき、県知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、下表のとおり実施する場合もある。

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
避難準備情報	市長	災害が発生するおそれがあり、災害時要援護者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。	

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
立退き勧告 立退き先の指示	市長	災害が発生し又発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 避難の必要がなくなった場合は、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (災害対策基本法第60条)	知事に報告
	知事	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 避難の必要がなくなった場合は、避難住民に対し直ちにその旨を公示 (災害対策基本法第60条)	
立退きの指示	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法第22条)	警察署長に通知
	知事又はその命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	海上保安官	市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)	市長へ通知 市長は知事へ報告
立退き先の指示	警察官	市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)	公安委員会に報告
	海上保安官	市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)	市長へ通知 市長は知事へ報告
避難等の措置	警察官	重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置をとる。 (警察官職務執行法第4条)	公安委員会へ報告
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置をとる。 (自衛隊法第94条)	防衛大臣の指定する者へ報告

③避難情報の発令

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

＜明示する事項＞

・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難理由 ・避難時の注意事項

避難情報を発令した場合は、広報車による伝達のほか、放送機関、警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て直ちに対象地域の住民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。

地 域	広 報 手 段
鶴 岡	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等
藤 島	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等
羽 黒	同報系防災行政無線、広報車、町内会長等への電話等
揃 引	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等
朝 日	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等
温 海	同報系防災行政無線、有線放送、広報車、町内会長等への電話等

④避難者の誘導、救助

避難誘導は、市、警察、町内会及び自主防災組織等があたり、災害時要援護者の避難誘導等が災害時要援護者避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施するものとする。